

[illegible]

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	葉山歯科キッズデ ンタルクリニック	長崎県長崎市横尾2丁目13番5 号	0床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 11月30日 令和3年度決算の決定

令和5年 9月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 3 - 3

法人名医療法人エム

※医療法人整理番号

所在地長崎県長崎市横尾2丁目13番5号

貸借対照表
(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,355	I 流 動 負 債	3,457
II 固 定 資 産	33,367	II 固 定 負 債	48,639
1 有 形 固 定 資 産	27,848	負 債 合 計	52,096
2 無 形 固 定 資 産	3,288	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,231	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 剰 余 金	△ 374
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	6,202
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	10,000
		純 資 産 合 計	9,626
資 産 合 計	61,722	負債・純資産合計	61,722

様式 4 - 2

法人名 医療法人工ム

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番5号

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	79,454
2 事業費用	87,394
本来業務事業利益	△ 7,940
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 7,940
II 事業外収益	1,465
III 事業外費用	30
経常利益	△ 6,505
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 6,505
法人税等	71
当期純利益	△ 6,576

様式 2

法人名 医療法人エム

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市横尾2丁目13番5号

財 産 目 録
(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	61,722 千円
2. 負 債 額	52,096 千円
3. 純 資 産 額	9,626 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,355
B 固 定 資 産	33,367
C 資 産 合 計 (A + B)	61,722
D 負 債 合 計	52,096
E 純 資 産 (C - D)	9,626

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 エム

理事長 葉山 康臣 殿

私は、医療法人 エム の令和 4 会計年度（令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 11 月 30 日

医療法人 エム

監事 高橋 英敬

